

平成28年度 第2回 市川市自立支援協議会

日 時：平成28年7月14日（木）
午前10時00分～12時00分

場 所：大洲防災公園管理事務所2階
会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 委員自己紹介
- 3 各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
- 4 基幹型支援センターえくる
平成27年度実績報告及び7年間の総括について
- 5 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について
- 6 その他
- 7 閉会

相談支援部会
H28.7.14 (木)

部会実施報告

① 6月8日(水) / ②6月20日(月) 10:00~12:00 実施

① 基幹相談支援センター及び生活拠点についての意見交換

② ○各関連会議からの報告 別紙参照

*市川市障害児者相談支援事業所連絡協議会

*権利擁護連絡会

*地域移行支援協議会

*障害児支援連絡会

*重心サポート会議

○えくる7年間の報告及び課題・提案

○6/8の意見交換取りまとめと本会提案についての意見交換

市川障害児者相談支援事業所連絡協議会・活動報告

【is-net 第1回初任者向け基礎講座実施】

日 時 : 平成28年6月10日(金) 16:00～17:30
場 所 : 勤労福祉センター(本館)第4会議室
講 師 : 保戸塚 陽一
内 容 : 「相談支援って何?」～制度の経緯と支援の役割～
参加人数 : 20名

以上

平成 28 年 6 月 20 日

地域移行支援協議会について報告

サンワーク相談支援事業所 じょいたむ
坂本 祐子

平成 28 年 6 月 16 日（水）に開催された「平成 28 年度 第 2 回地域移行支援協議会」について以下のとおり報告いたします。

1. 圏域連携コーディネーター会議の報告

平成 28 年 6 月 8 日に開催された「第 1 回圏域連携コーディネーター会議」について千葉県障害福祉課の金井氏より報告あり。当圏域からはサンワーク相談支援事業所の石原が出席。

圏域ごとに特色があるが、地域移行の件数が減ってきているのは共通の感触としてあるよう。

2. 平成 28 年度事業計画（案）について検討

協議会開催のスケジュール、その他活動について検討、確認。

9 から 10 月に予定されている「施設見学会」について、看護師等の日中の見学参加が困難な方のために、地域移行で退院された方の現状を映像で紹介するなどの案が出された。

3. 積水ハウスとの研修会について検討

開催時期、会場、時間等と、集散範囲、研修内容について検討。

上記同様、看護師等の参加を容易にするため国府台病院で開催する案が出される。国府台病院の原田委員が会場使用の調整をすることとなった。

4. 平成 27 年度の現状調査結果について

平成 27 年度の地域移行支援の実績について報告された。医療機関も相談支援事業所の活用に慣れてきたようで、コーディネーターを通じての依頼より直接の依頼の方が増えている。件数は減っているが中断するケースは少なく、確実に退院に繋がっている。

重心サポート会議 報告

重心サポート会議からは・・・

①課題として、面整備とは言っても市川では医療的ケアのある方の緊急預かりの場がない。

②行政に対しては、建物をつくるまで、待っているだけではなく、日中どれみ、お泊りどれみのイベントを行っている。

③厚生労働省から重心のガイドラインが出るようなので、それを待ってから相談支援専門員に対しての勉強会など開催します。

日中のどれみ、お泊りどれみの現場をみて、知っていただきたい

・・・といった活動をしていきます。

本日の重心サポート会議では、

- ・和洋女子大学 准教授 高木先生の勉強会
- ・どれみについて(8/20)
- ・こども発達支援会議報告

平成 28 年 7 月 14 日 (木)

就労支援部会からの報告

○就労支援部会としての取り組み

1. 就労支援担当者会議・福祉的就労担当者会議での合同研修の実施

(しゅうたん) (ふくたん)

↓

今後、テーマを絞り込むために (しゅうたん)・(ふくたん) での合同会議を実施。

●就労支援担当者会議 (しゅうたん) の取り組み

- ①事業所案内の簡易版の作成
- ②就労移行事業所説明会の実施
- ③各事業所間での協力体制の確立
- ④労働関係法令・制度に関する勉強会等

●福祉的就労担当者会議 (ふくたん) の取り組み

- ①就労継続B型事業所ガイドブックの更新
- ②リサイクルショップ等の販売を行っている事業所の共通ポイントカードの作成を検討
- ③支援力強化のためのワークチームの立上げ

平成28年度第2回自立支援協議会 障害者団体連絡会資料

役員会報告

①総合防災訓練

- ・ 8月28日に参加予定。
- ・ 市川市危機管理課より、今の時点で決まっている内容の説明。

②防災対策プロジェクトチーム

- ・ 各種障害、8名から構成。
- ・ 総合防災訓練後、始動。

③啓発パンフレット委員会

- ・ 助成金不採用となり新たな助成金申請。
- ・ 内容においても各関係機関からの助言や変更。

④障害者差別解消法対応要領

- ・ 情報保障ガイドライン。
- ・ 各市区町村と比較しながら植野さんより説明。

⑤基幹相談支援センターや生活拠点

- ・ 要望書作成、別紙参照。

⑥自治会、民生委員啓発活動

- ・ 各関係機関と調整。

⑦ヘルプカードについて

- ・ 障害者支援課より説明。
- ・ ヘルプカードの周知に関して市川市にも協力要請。
- ・ 配布希望数などを取りまとめる。

きかんが 支援センター えくる



平成27年度えくる報告

基幹型支援センターえくる



平成27年度 基幹型支援センターえくる 報告

- 1) H21～H27 相談者数推移
- 2) えくる支援ステージ
- 3) 新規相談者・年代別
- 4) 新規相談者・障害別
- 5) 身体対象別内訳
- 6) 平成27年度新規入口
- 7) 新規入口割合
- 8) 支援形態内訳
- 9) 総合相談事業項目内訳
- 10) 支援方法・コンタクト手段

} 市川市提出データ

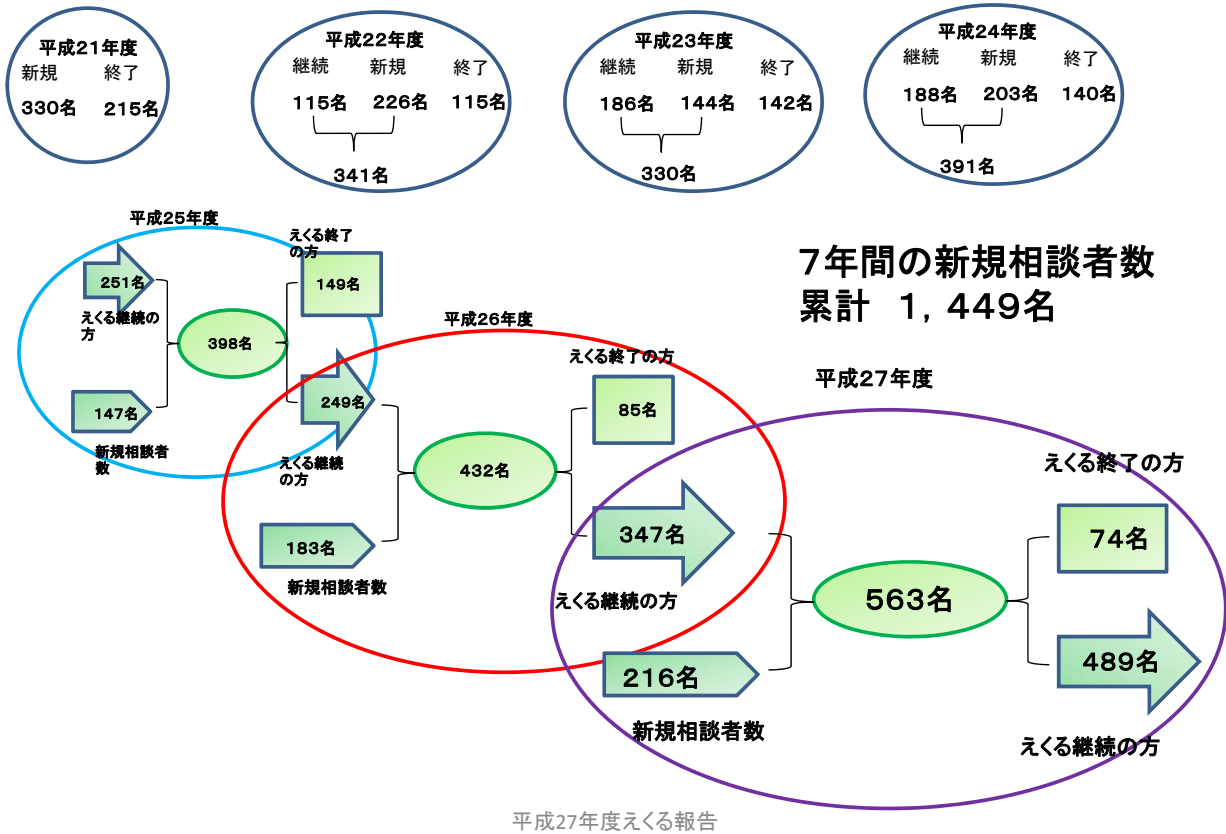
平成27年度えくる報告

基幹型支援センターえくる

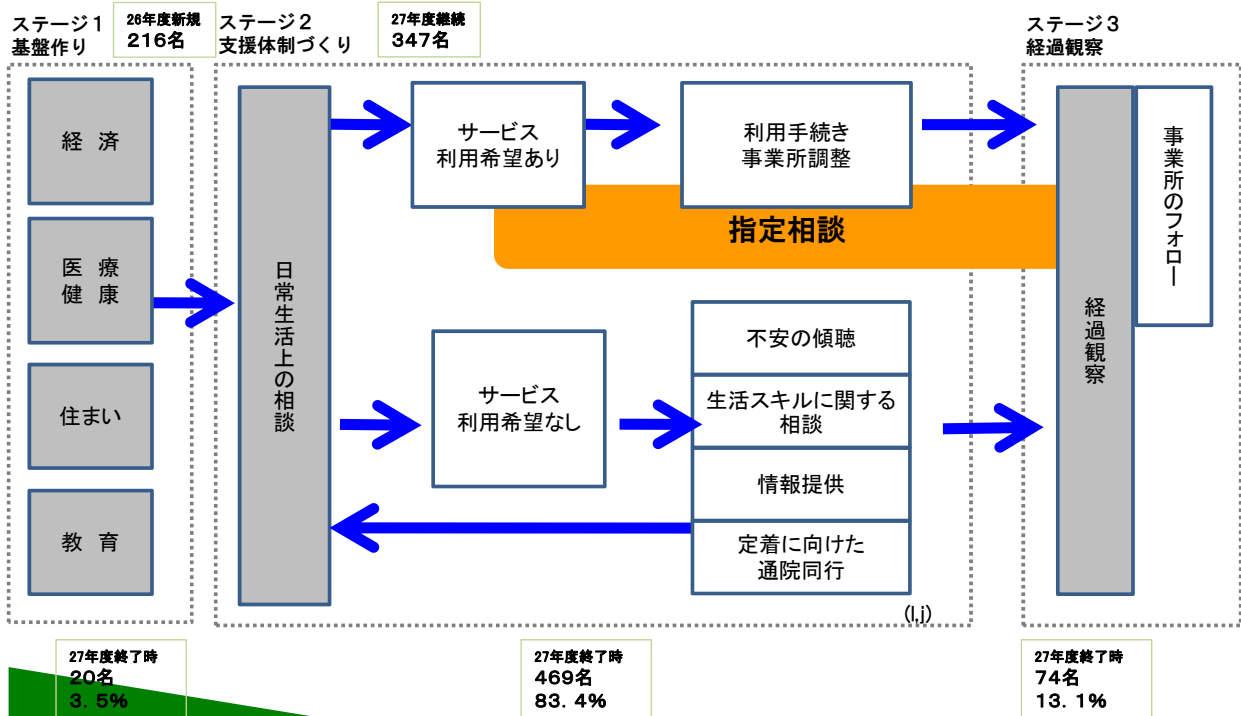


1)平成21年度～27年度相談者数推移

H21・4/16～H28・3/31



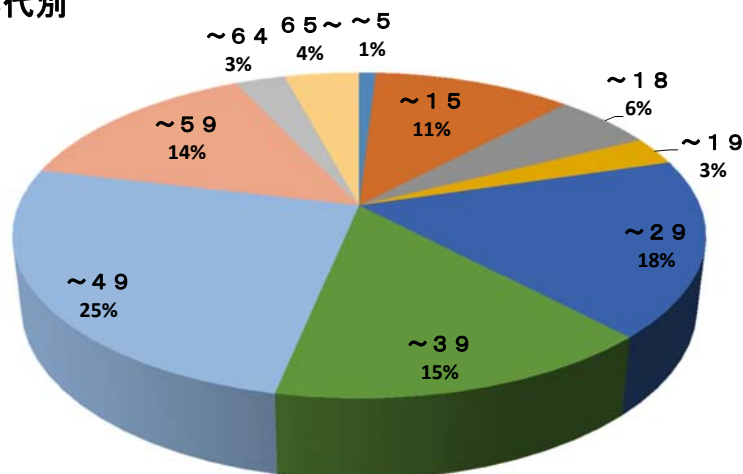
2)えくる支援ステージ



えくるの支援ボリューム



3)平成27年度 新規相談者・年代別

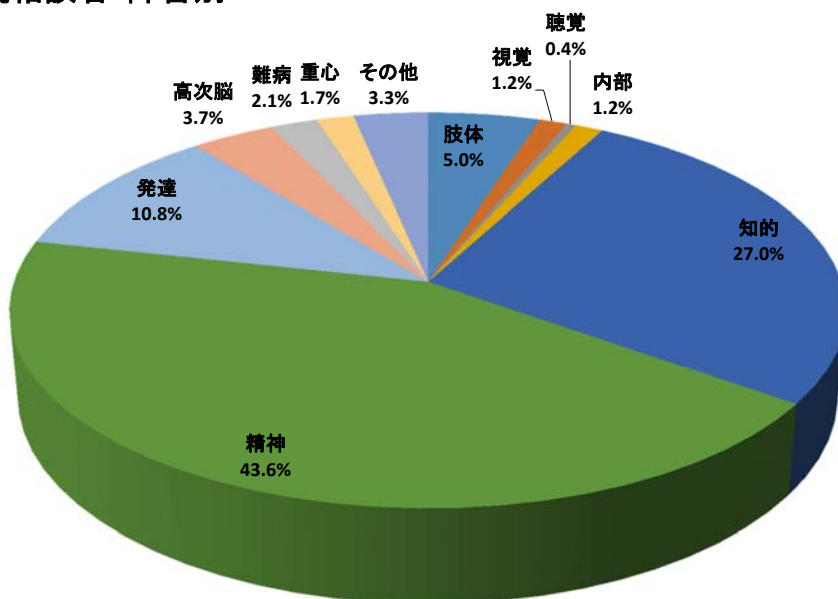


27年度

年齢	~5	~15	~18	~19	~29	~39	~49	~59	~64	65~	不明	合計
人数	2	24	12	6	38	33	55	31	6	9	0	216
	44				163					9	0	
	20.4%				75.5%					4.2%		

平成27年度える報告

4)平成27年度 新規相談者・障害別

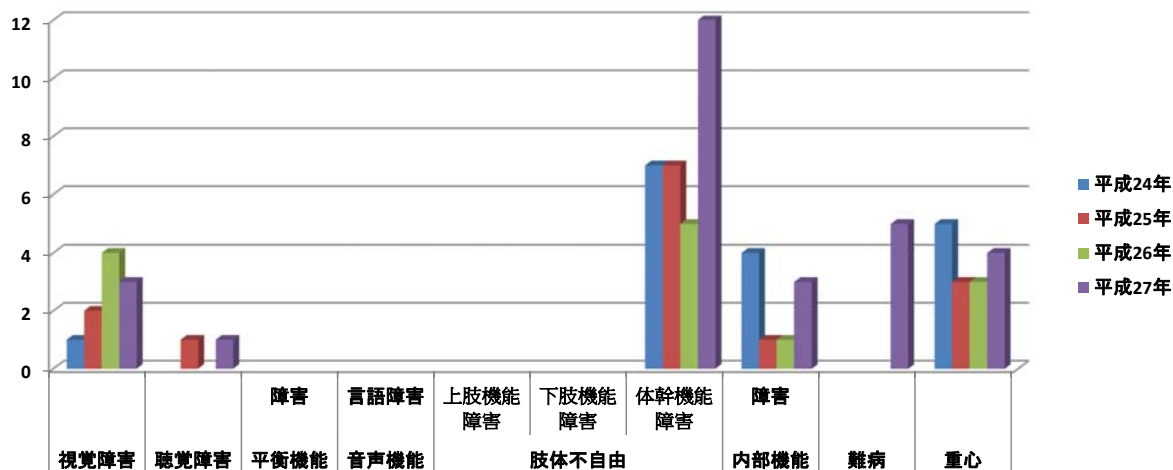


(人数) (比率)

肢体	12	5.0%
視覚	3	1.2%
聴覚	1	0.4%
内部	3	1.2%
知的	65	27.0%
精神	105	43.6%
発達	26	10.8%
高次脳	9	3.7%
難病	5	2.1%
重心	4	1.7%
その他	8	3.3%
合計	241	100.0%

平成27年度える報告

5) 身体対象別内訳



	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声機能障害	肢体不自由			内部機能障害	難病	重心
					上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害			
平成24年	1	0	0	0	0	0	7	4	0	5
平成25年	2	1	0	0	0	0	7	1	0	3
平成26年	4	0	0	0	0	0	5	1	0	3
平成27年	3	1	0	0	0	0	12	3	5	4
計	10	2	0	0	0	0	31	9	5	15

平成27年度える報告

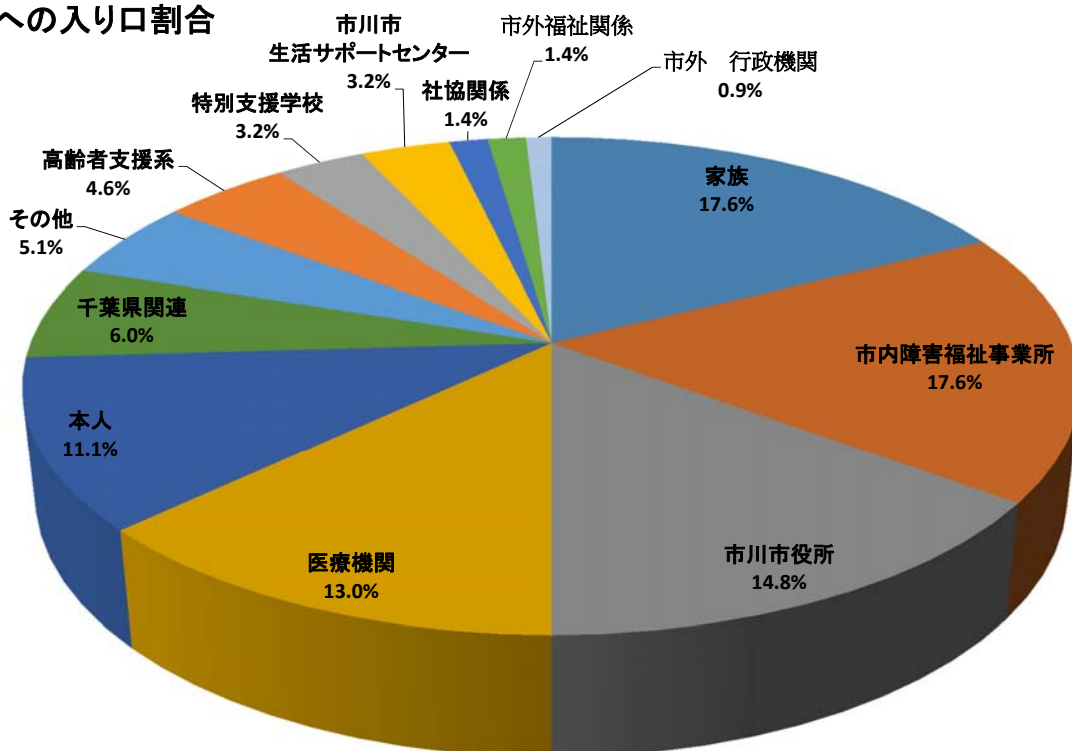
6) 平成27年度 新規人口

大項目	件数	割合
本人	24	11.1%
家族	38	17.6%
市川市役所	32	14.8%
市外 行政機関	2	0.9%
千葉県関連	13	6.0%
社協関係	3	1.4%
市内障害福祉事業所	38	17.6%
医療機関	28	13.0%
高齢者支援系	10	4.6%
特別支援学校	7	3.2%
市外福祉関係	3	1.4%
市川市生活サポートセンター	7	3.2%
その他	11	5.1%

中項目	件数
本人	24
親	30
きょうだい	4
その他家族	1
子	0
障害者支援課	17
大洲センター	3
メンタルサポートセンター	6
生活支援課	4
NPO課	1
長生センター	1
市外行政	2
保健所	7
定着センター	1
千葉職業センター	1
CAS	1
中核センター	2
GH支援ワーカー	1
社協	3
障害福祉サービス事業所	27
計画相談・障害児相談支援	5
委託就労支援機関	0
精神科医療機関	24
医療機関	0
市外医療機関	4
包括	6
在宅	2
介護CM	2
特別支援学校	7
市外福祉関係機関	0
市外 計画相談・障害児相談支援	3
生活サポートセンター	7
その他相談機関	2
不動産	0
知人	3
近隣住民	1
母子ホーム	1
民間学童	1
サポステ	1
後見人	1
司法書士	1

平成27年度える報告

7)平成27年度 えるへの入り口割合



平成27年度える報告

8)平成27年度 支援形態内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
連絡・調整	282	287	312	369	365	303	349	266	265	247	271	273	3,589
アセスメント(他機関との情報共有含)	306	319	332	413	402	301	389	264	250	268	291	322	3,857
情報提供	183	192	194	237	242	212	257	181	186	166	194	226	2,470
話相手・関係作り	48	61	111	121	99	75	91	75	60	63	48	46	898
助言	85	67	63	98	129	60	72	64	57	37	50	73	855
直接支援(家事支援等)	19	18	17	13	9	15	8	12	13	15	27	15	181
見守り・安否確認	17	22	14	25	19	17	11	12	7	5	1	11	161
同行・練習・並行	37	27	25	40	58	38	54	58	39	37	45	43	501
その他	28	28	23	32	29	23	48	56	31	48	33	50	429
代行	5	4	0	4	8	5	1	1	5	10	5	5	53
危機介入	5	15	10	6	16	0	14	5	1	2	3	3	80
暫定ケアプラン作成	0	1	2	0	0	1	1	0	1	0	0	1	7

平成27年度える報告

9)平成27年度 総合相談事業項目内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
専門的な相談支援を要するケース	414	434	453	531	525	415	493	371	344	372	365	395	5,112
社会生活力を高めるための支援	287	263	292	331	342	259	341	263	260	244	260	262	3,404
社会資源を活用するための支援	159	171	182	205	211	201	220	168	179	150	179	211	2,236
障害福祉サービスの利用援助	132	145	144	170	162	110	147	106	106	119	94	102	1,537
障害福祉サービス分野におけるネットワーク構築	69	76	81	84	80	76	90	72	85	70	110	126	1,019
入居支援・入居継続支援	26	45	52	65	62	37	58	29	25	19	32	42	492
居住支援のための関係機関によるサポート体制の整備	22	32	15	27	25	22	39	20	25	16	26	42	311
専門機関の紹介	18	11	16	3	4	13	10	4	22	12	12	10	135
その他	36	31	35	46	38	49	55	55	25	40	24	45	479
権利擁護	0	0	1	7	5	6	1	0	0	1	0	2	23

平成27年度える報告

10)平成27年度 支援方法・コンタクト内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
☎	471	461	470	474	457	372	444	362	319	359	344	373	4,906
訪問	96	107	120	131	141	122	144	114	117	119	131	118	1,460
同行	47	36	32	49	49	33	45	54	49	47	53	67	561
来所	26	17	31	22	23	16	28	20	18	16	15	24	256
Fax・メール	21	16	11	16	13	29	19	20	14	10	5	5	179
関係者会議	18	18	18	13	14	15	24	18	15	21	19	24	217
対相談者	679	655	682	705	697	587	704	588	532	572	567	611	7,579
会議	39	60	51	49	33	43	45	47	37	39	41	50	534
研修	1	4	5	8	2	2	5	2	2	3	7	4	45
企画の実施、打ち合わせ	4	8	18	6	9	10	12	25	16	18	6	4	136
見学・説明	1	1	0	1	0	4	0	3	2	1	2	0	15
その他	3	11	3	2	2	1	1	0	4	3	0	2	32
相談以外	48	84	77	66	46	60	63	77	61	64	56	60	762

平成27年度える報告

平成28年5月23日

市川市障害者支援課及び自立支援協議会 殿

基幹型支援センターえくる

えくる7年間の総括及び基幹相談支援センターへの提案

I・基幹型支援センターえくる7年間の実績に基づく総括（報告事項）

1) 個別ケースの対応について

① 手帳や診断名に捉われない相談支援対応

えくるはこの7年間基本姿勢として、障害の種別や手帳の有無を問わない相談受理の体制に努めることで様々な障害や診断名の方の相談支援を実施してきました。

相談者と関わる中で、精神の手帳を持っているが中軽度の知的な課題を持っている方
また統合失調症という診断名でつながった方が実は発達や自閉的なこだわりがあり、生きづらさやコミュニケーションなどの生活課題が垣間見える方など、手帳の種別や病名と本人が生活の中で抱えている課題の根本にあるモノが違う方にもたくさん出会ってきました。療育手帳がない方でも、主に知的障害の方が通所する事業所の利用に結び付いた方なども数多く、各支援の場面にて手帳や病名ではなく、生活者としての本人に合わせた対応の必要性を強く実感しています。

障害種別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
合計	330	226	144	203	147	183	×
肢体	43	35	18	7	7	5	12
聴覚	-	-	-	0	1	0	1
視覚	-	-	-	1	2	3	3
内部	-	-	-	4	0	1	3
難病	-	-	-	0	1	1	5
重心	-	-	-	5	3	3	4
知的	95	57	32	46	33	41	65
精神	172	107	72	97	77	102	105
発達	12	15	9	21	12	19	26
高次脳	3	6	7	14	5	7	9
その他	5	6	6	8	6	1	8

② 様々な状況の相談者

緊急対応を要する状況の方、家族全員に障害や生活課題を抱える家庭、長年社会的に孤立している方、すでに福祉サービスを使っているがサービスでは解決できない課題を抱えている方、今までどこにも相談したこともなかった方など、様々な状況の方の相談を受けてきたことでセンターとして経験の蓄積ができ、より柔軟で視野の広い個別ケースの対応ができる土台作りになっていると思います。

③ 契約、登録、利用条件が無いため相談のしやすい環境

相談を受けるにあたり、手続きや利用条件がなく、夜間及び休日対応また訪問をすることによって相談しやすい環境づくりをしてきました。

また、本人の困り感はなく(ひきこもりや社会的孤立、精神科未受診・中断など)本人を取り巻く周りの方たちが困っているような状況であっても、相談を受けることでいままで相談につながらなかった方たちにも関わることが出来るようになっていきます。

生活につまづき、自信をなくしている方や、「事務手続き」ということに拒否感がある方などに対して登録や契約などの手続きがない事は、相談のモチベーションを下げない大きなポイントになっていると痛感しています。

また、計画相談や障害児相談支援と大きく違い障害福祉サービス等の利用に縛られない、大きな相談支援を展開出来る事や障害福祉サービスの利用終了で相談としての関わりも同時に終了してしまうといったことがない点が大きな違いであり、重要なポイントだと感じています。

④ 学齢期の相談

特別支援学校をはじめ、学齢期の個別ケースも多く対応してきました。

市川市内で相談窓口も少ない中、家庭はもちろん学校との連携や、福祉サービス事業所との連携を多く実施してきました。その中で中度軽度の知的障害があり、福祉サービスと縁はないが生活や家族に課題を抱えている子どもたちへの支援の必要性も感じています。

年代	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
合計	330	219	144	203	147	183	216
-17	33	25	19	36	25	30	44
18-29	61	33	16	27	29	22	38
30代	102	48	24	44	32	35	33
40代	57	50	36	44	21	48	55
50代	46	38	16	22	16	25	31
-64	14	13	18	9	9	9	6
65-	17	12	9	21	15	12	9
不明	0	0	6	0	0	2	0

⑤ 積極的な相談対応

えくるの支援の中で「アセスメント」と、「しっかりつなぐ支援」に力を入れてきました。

相談初回の電話から電話での「情報提供や助言のみ」の対応は極力せず、できるだけ本人やご家族に会い、その状況を様々な視点から確認し支援の方針を立て対応を実施しました。

アウトリーチ(訪問、同行)を積極的に実施することにより、本人が言葉にできない生活の状況をスタッフが五感を通じて一緒に確認したり、同行することによって本人の生活スキルや対人関係スキルなどを、我々自身が場面を共有することで「アセスメント」をより立体的に実施してきました。

また、必要に応じてなるべく手続きなどに同行することで本人が自分自身としての制度や福祉サービスを使えるようにと「つなぐ支援」を意識してきました。

コンタクト方法	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
訪問・同行	-	1,799	-	1,555	1,478	1,713	2,021
来所	-	350	-	172	170	328	256
電話	-	3,190	-	2,892	2,000	6,145	4,906
関係者会議	-	-	-	148	116	178	217

⑥ 相談元と連携先

個別ケースを通じて、関係機関との連携から、新規ケースの相談元は多岐にわたります。また、そういった流れから、他機関への協力要請や、連携、相談もしやすくなってきており我々自身も支援の選択肢が増え、様々なケース展開もできるようになっています。

相談者入口	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
本人	61	17 (本人+家族)		18	18	24	24
家族	65	20	22	45	32	30	38
知人	4	0	0	0	3	1	3
市川市関係	46	42	31	-	-	-	-
障害者支援課	-	-	-	11	9	13	26
福祉事務所・生活支援課	-	-	-	20	5	5	4
市川市その他	-	-	-	2	2	5	2
千葉県関係	4	4	16	0	1	1	4
保健所	-	10	-	4	5	0	7
教育機関	7	12	10	7	7	7	7
障害福祉サービス事業所	33	36	24	13	10	17	27
市内相談支援事業所等	3	-	-	-	-	-	5
市内委託就労支援機関	15	-	-	10	3	6	6
介護保険・高齢者支援関係	14	24	13	22	18	12	10
医療機関	18	25	24	20	14	19	28
社協	-	2	-	4	5	5	3
中核センター	43	12	-	5	1	16	2
生活サポートセンター	-	-	-	-	-	-	7
市外支援機関	9	0	-	5	7	17	5
若者支援機関	-	1	-	0	0	0	1
不動産	-	4	-	1	5	3	0
その他	8	1	4	16	2	2	7

⑦ 障害者支援課との連携

障害者支援課の委託という点や、センターの場所がふれあいセンターということもあり、障害者支援課との連携は非常に取りやすくなっており、対応などは特にスムーズに行われたと思います。

- a) 月に一回 夜間に開催される障害者支援課との合同会議への参加
(えくる新規ケースの連絡、支援課からの報告事項の共有など)
- b) 毎週実施される新規相談者受理会議の実施
(市役所各所との役割分担などの調整打ち合わせ)
- c) 障害者支援課及び発達支援課合同によるグループスーパービジョンの実施
(市内相談支援事業所の後方支援や地域課題の集約などの目的)

2) 個別ケースの進捗管理について

① 定期的な内部打合せ

基本的に、週1回・半日をかけて、全スタッフ出席の定期的な打合せを行っています。

新規ケースの状況確認と担当決め、継続ケースの報告や支援についての相談、出席会議の報告や、地域の社会資源に関する情報の情報交換などが主な内容です。

個別ケースについてはできるだけ複数の担当スタッフをつけたいのですが、絶対人数の少なさから単独の担当配置になってしまう事も多いため、担当だけでなく全てのスタッフがすべてのケースを共有できることを目指しています。しかし、なかなか難しい現状もあります。

定期的な内部打合せはスタッフ間でのノウハウの共有や、それぞれが持っているネットワークの還元、個別ケースについてのアドバイスなど、センターとしてスタッフを支える仕組みとして大きな役割を担っています。

② 専属の事務員

日々の膨大な相談データの集計や、個別ケース記録の整理や管理、定期打合わせの議事の作成等は専属の事務員が主に行っています。専属の事務員はセンターに欠かせないポジションになっています。

相談員は訪問中心で事務所を不在にしていることが多いため、事務員が電話対応しています。初期相談などで専門的なアセスメントや、情報提供が必要な場合は現状「スタッフからの折り返し」という対応をとっていますが、相談員が常に1人はセンターにいるような実質的な内勤のルール化の必要性があり、関係機関や相談者の方たちに、より良い関りができるのではないかと考えています。

3) 市川市における地域ニーズ、それに向けた取り組みについて

① 会議やネットワークへの参加

主に自立支援協議会や、各専門部会、連絡会など、様々な会議やネットワークに出席し、様々な個別ケースから見えてくる課題や現状などの発信をしてきました。

その中で、地域の中でまだ活性化していない分野(権利擁護、障害児、重症心身障害児者、社会的孤立状態の方など)への取組みに参画したり、相談支援事業所のスキルアップに向けた研修会や仕組みづくりなどにも参画してきました。

会議やネットワークの中から、その直接の関係機関だけではなく、センターとして持っている他のネットワークとの協働の仕掛けを行ったりしながら、地域課題の解消に向けての動きをしており、実際的に様々な個別ケースを受けているからこそ発信や提案ができることなのではないかと思っています。

参考資料:平成 27 年度出席会議等一覧

会議等	カテゴリ
GSV(グループスーパーヴィジョン)	GSV
えくる打合せ	えくる
いちばん星GH検討委員会	会議
重心サポート会議	会議
重心サポート会議 幹事会	会議
障害児支援連絡会	会議
障害児支援連絡会 幹事会	会議
生活支援部会	会議
生活支援部会 幹事会	会議
ライフサポートファイル会議	会議
就担会議	会議
日中活動連絡会	会議
福担会議	会議
大野高等学園	会議
権利擁護連絡会	会議
自立支援協議会	会議
自立支援協議会 幹事会	会議
相談支援幹事会	会議
相談支援部会	会議
開かれた学校づくり委員会	会議
流山高等学園移行会議	外部ケース会議
アクセスケース会議	外部ケース会議
重心相談支援ミニ勉強会	企画 運営
障害児福祉サービス事業所情報交換会	企画 運営
障害者週間	企画 運営
障害者週間会議	企画 運営
どれみ♪	企画 運営
どれみ♪キッズ	企画 運営
どれみ打合せ	企画 運営
日中活動連絡会研修	企画 運営
日中活動連絡会研修打合せ	企画 運営
相談支援ガイドライン研修	企画 運営
相談支援ガイドライン研修打合せ	企画 運営
市川大野保護者向けWS打合せ	講師
市川大野保護者向けWS	講師
親の会WS打合せ	講師
親の会打合せ	講師
親の会研修会打合せ	講師
親の会研修会	講師
特父母WS	講師
メンタル勉強会	講師
サンワーク研修	講師
須和田の丘説明会	講師
富貴島小説明会	講師
障害者支援課ケース会議	支援課ケース会議
受理会議	受理会議
議員視察	説明等
韓国視察対応	説明等
えんつむり	たまり場
たまり場打合せ	たまり場
マカロン打合せ	たまり場
マカロンの会	たまり場
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会
よってこ会議	よってこ会議

4) センターのスタッフ配置について

① 多障害種別の多法人でのスタッフ配置

開設当時から、市川市内の様々な法人の力を借りてスタッフ配置を行ってきました。

多障害種別の多法人が集まり、ひとつのセンターのスタッフとして支援を行う事は相談支援に関して視点の広がりやノウハウやネットワークの共有が大きく行われたりとメリットが非常に大きかったと感じています。

また、相談支援専門員としての業務経験があるスタッフが多く配置されているため、相談支援として一定のベースがある支援を行う事が出来ていたのではないのでしょうか。

② 専属の事務員

先にも述べましたが、日々の膨大な相談データの集計や、個別ケース記録の整理や管理、定期打合わせの議事録作成等は専属の事務員が主に行っています。むしろ専属の事務員はセンターにとって相談員たちのハブ(中心点)としての役割を担う欠かせないポジションになっています。

5) 基幹型支援センターへくるとしての課題として

- ① ケース数の増大にあたり、個別ケースの進捗管理が課題になっている
- ② 相談員が事務所に不在している事が多く、連絡が取りにくいことやアポなし来所への対応が弱くなっている
- ③ センターの在り方について、対応の優先順位や役割などを関係機関への再周知が必要
- ④ センターの行っている支援を外から評価する仕組みがない
- ⑤ 相談データの分析(特に終了時や継続理由)に向けた仕組みが確立されていない
- ⑥ センタースタッフ向けの内部研修がない
- ⑦ 9時から18時以外、日祝、夜間等の時間外対応について、保障の仕組みがない

II. 基幹相談支援センターの在り方について提案(期待している事)

1) 市川市独自の障害者に対する姿勢や土壌、歴史的背景をもとに基幹相談支援センターを立ち上げるために

- ① 当事者への支援は相談の窓口ではなく、相談支援の実施対応が出来得るセンターとしての機能を持っている
- ② 相談者への対応としては「急性期の総合的な対応」の位置づけで総合相談としてのジェネリストの位置づけ
- ③ 市川市の相談支援部会及び自立支援協議会が主体となり作り上げる
- ④ 運営基盤の確立と安定的な財源の確保

2) 【基幹相談支援センターの実態とあり方に関する調査研究】アンケートより

(差がなく共通に実施している機能)

- ① 総合的な相談業務(3障害に対応)
- ② 高齢サービスとの連携
- ③ 成年後見制度利用支援事業
- ④ 地域移行のネットワーク作り
- ⑤ 虐待事例への対応
- ⑥ 事業所内のOJT指導
- ⑦ 行政の窓口との連携
- ⑧ 地域の相談事業所との連携

(有意差があり実施している機能)

- ⑨ 困難事例への対応
- ⑩ 地域の事業所へのスーパーバイズ
- ⑪ 相談の質を上げる研修の提供
- ⑫ 協議会の運営
- ⑬ 障害児教育分野との連携

3) 基幹型支援センターへくるの現状を踏まえた、基幹相談支援センターについて期待すること

1・個別ケースの対応について

- ① 障害種別毎の相談窓口ではなく、障害種別や手帳の有無、診断名、年齢などに関係なく相談が受けられ、地域課題をスタッフが肌で感じる事が出来るような相談窓口
- ② 利用にあたっては、契約や登録などの手続きが無く利用できる仕組み
- ③ 障害者支援課との連携がスムーズに図れるようなセンターの場所や仕組み
- ④ アウトリーチに重点を置き、「立体的なアセスメント」と、「しっかりつなぐ支援」の実施
- ⑤ センター内部における、新規ケースの取り扱いについてのルール化（折り返しの電話対応についての時間のルールや、担当のルールなど）

2・個別ケースの進捗管理について

- ⑥ 定期的な内部打合せによる個別ケースの進捗管理の実施
- ⑦ 専属の事務員の配置

3・市川市における地域ニーズ、それに向けた取り組みについて

- ⑧ 様々な会議に「基幹相談支援センター枠」を設けて（常時でなく、必要時でも可）いただき参加することで地域課題の発信等の機会を確保したい

4・センターのスタッフ配置について

- ⑨ 多障害種別の多法人によるスタッフ配置
- ⑩ 専属の事務員の配置
- ⑪ 業務経験のある相談支援専門員等の配置
- ⑫ 時間外対応についての保障
- ⑬ 相談者が緊急宿泊できる場所の確保
- ⑭ 内勤スタッフのルール化
- ⑮ スタッフの研修の義務化

5・その他

- ⑯ 基幹相談支援センターの質を、市川市で支える仕組み
- ⑰ センターの支援を外部から評価する仕組み
- ⑱ 相談データの分析に関する市川市の指針の呈示
- ⑲ 関係機関向けにセンターの機能の周知
- ⑳ スタッフ職員に対しての賃金確保の方法検討（個別給付相談事業の実施検討）
- ㉑ 24時間365日体制に向けて（市内の相談支援専門員、サービス管理責任者へのバックアップ体制の必要性検討）

平成28年7月14日

市川市自立支援協議会
会長 山崎 泰介 様

同協議会 相談支援部会

基幹相談支援センター 設置に向けて（提案）

標記の件につきまして、基幹型支援センターをえくるの7年間でケース数の膨大な増加に伴い、アウトリーチ主体の支援体制も限度を超えた状況が続き、進捗管理にも課題が表出されるようになってきました。

あらためて市川市の相談支援体制を見直す中で、国モデルの基幹相談支援センターを参考に市川市型の基幹相談支援センターを構築することにより、次世代に向けた相談支援体制を組みあげるべく、相談支援部会を中心に意見を取りまとめましたので下記のとおりご提案いたします。

1. 基幹相談支援センターの全体像について

- ① 基幹相談支援センターは、現在、厚生労働省でも検討されている多世代型福祉支援の構想として、将来的には多機関協働による包括支援体制の構築が必要。今後を見据え、まずは、すべての障害児者等を包括した相談体制の整備として市内の3か所に設置し段階的に増設を目指す方向とされたい。
- ② 基幹相談支援センターは、相談支援業務（総合相談）にあたっては、制度に繋がらない方への支援やそこからの初期対応、困難ケースへの介入や相談支援事業所のバックアップ等、入口機能を中心に各関係機関及び相談支援事業所、連絡会等と連携を図り取り組む。
- ③ 基幹相談支援センターは、24時間365日体制について業務の整理と分担が必要。
- ④ 基幹相談支援センターは、地域生活支援拠点との連動を考慮し検討にあたる必要がある。
- ⑤ 基幹相談支援センターは、地域生活支援拠点との連動について、例えば緊急時のコーディネート業務として24時間での緊急対応を行政・関係事業所と協力体制を組み連携を図り取り進める。
- ⑥ 基幹相談支援センターは、各種会議*1、ネットワーク構築に向け、各部会及び連絡会等への参画を行う。
- ⑦ 基幹相談支援センターは、情報の集約を行い、基幹支援センター職員と行政主催の定例会議*2を設けて頂き共通理解を深めてしていく。
- ⑧ 基幹相談支援センターは、人材育成に関する業務としては、グループスーパーヴィジョンや総合相談業務を中心に各相談支援専門員の育成を行う。

- ⑨ 基幹相談支援センターは、権利擁護に関する業務として、後見に関する相談は窓口機能とし、関係機関との連携を図り、虐待通報については、24時間での相談及び緊急対応に関連事業所に協力体制をお願いし、対応していけるようにしていきたい。
- ⑩ 基幹相談支援センターは、指定相談支援事業としては、指定をとらず、センターの非常勤として業務している事業所及び相談支援専門員と連携を図り後方支援を行っていく。
- ⑪ 基幹相談支援センターは、ピアサポートに関する業務では、別委託としてえんつむりの継続として実施していきたい。
- ⑫ 基幹相談支援センターは、住宅入居等支援業務・啓発に関する業務は、関係機関との連携を図り実施していく。
- ⑬ 基幹相談支援センターは、災害時の支援体制整備に関する業務については、拡充された際に実施していきたい。

センター運営に関しては、各事業者の協力・連携が必須となる。各事業者のご理解、ご協力をお願いしたい。

2. 人的体制及び建物設備について

- ① 市川市全域を対象。対象者約47万人に対し、相談員10名を配置。相談員1名に対し約5万人と想定し相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職と市職員、障害者雇用も視野に入れた事務職員若しくは加配職員を中心に構成。
- ② 人員配置については、各事業所からの協力を図り、3拠点に振分けた柔軟な体制作りを行いたい。
- ③ 24時間365日体制について、夜間帯等は電話での対応を基本とし、人員及び人件費等も考慮し各事業者と検討をする。
- ④ 設置場所については、賃貸料経費を考慮し、公共交通機関を利用し移動しやすく相談に足を運びやすい場所で公共施設を利用希望する。

3. 評価機能の整備

委託元より定期的に事業評価の体制整備やご利用者及び関係事業所からの満足度調査を行う。

注) *1各種会議について

例：民生委員・児童委員地区協議会、自治会等地域団体が主催する会議 等

*2行政主催の定例会議について

例：困難・虐待ケース会議、職種別会議、法律相談（弁護士が参加し事例に対する助言）、医療相談（専門医が参加し支援困難ケースについての助言）等

平成 28 年 7 月 14 日

市川市自立支援協議会
会 長 山崎 泰介 様市川市自立支援協議会
生活支援部会

地域生活支援拠点事業についての提言

地域生活支援拠点構想において中核となるコーディネート機能を担う人材を、今後設置される基幹相談支援センターに配置するよう提言します。基幹相談支援センターが複数設置される場合には、各所に配置していただくようお願いいたします。(イメージ図参照)

1 生活支援部会における検討について

市川市においては、多くの社会福祉法人や事業者が市内に点在し、独自性を持ちつつ、自立支援協議会や実際の活動をとおして連携を図っている。

生活支援部会では、それらの現状を踏まえ、さらに障害者および保護者の高齢化、生活の多様化に対応すべく、国の示した地域生活支援拠点のあり方について検討を重ねてきた。とりわけ、各障害の緊急時の対応について共有することで、コーディネートの役割や必要性を明確化することができた。

2 地域生活支援拠点について

地域生活支援拠点事業(以下「拠点事業」)の機能としては下記の5点があげられる。

地域生活支援拠点事業に求められる機能(厚生労働省資料等より抜粋)

- ① 相談(地域移行、親元からの自立等)
- ② 体験の機会・場(一人暮らし、グループホーム等)
- ③ 緊急時の受入れ・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等)
- ④ 専門性(人材の確保・養成、連携等)
- ⑤ 地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)

これらの機能を持つ拠点事業の実施にあたっては、ひとつの場所・建物に上記の機能を集約する「多機能拠点型」と、既存の複数の制度、社会資源等の連携による「面的整備型」が例示されている。

市川においては、まず面的整備を行うことで、単一法人での実施による偏りを防ぎ、様々な障害への対応が可能となると考えられる。

面的整備にあたり、核となるのが、相談を担うコーディネーターの配置である。

コーディネーターの役割は、緊急時の相談対応、地域での連携の確保・推進などの体制作り、人材育成等となっているが、現時点では財政的な裏づけがなく、地域の取り組みに任されているのが実情である。そのため、先行する多くの地域において基幹相談支援センター（以下基幹センター）にコーディネーターを配置し、その機能を持たせている。

市川市においても、基幹センターにコーディネーターを配置することで、拠点事業の仕組みを開始することが可能と判断した。

その実現にあたり、コーディネーターの役割として下記の事業を実施していただきたい。

- i 相談（緊急時） ⇒ 当初より実施
- ii 地域の体制作り ⇒ 当初より実施
（関係機関との連携強化 緊急時の受け入れ先の機能強化への協力）
- iii 短期入所・生活の体験の場・グループホームの整備 ⇒ 事業の検証を経て実施

緊急時の宿泊等を担う建物（多機能拠点：緊急時の短期入所や虐待対応などが可能な施設）については、不足していることは明らかであり地域にさらに整備されることが望ましい。

また、既存のもしくは今後整備される施設については、上記のコーディネーターによる連携が図られることが必要である。その際、地域生活支援事業の任意事業である安心生活支援事業の活用も考えられる。

尚、実施にあたっては、拠点事業の仕組みを利用する障害当事者や家族等の意見をアンケートなどにより集約し、その後のあり方に反映させていただきたい。

また、自立支援協議会において、事業の評価や検証を行うべきである。

その結果、市川市に不足していると判断できる社会資源については、障害者計画および障害福祉計画に反映させるとともに、市の障害者施設の民営化の際の条件として付置することをご検討いただきたい。

3 市川市の障害者福祉の充実に向けて

人口減少、少子高齢化、障害者の増加等について、国はさまざまな施策を打ち出している。市川においても、障害や年齢にとらわれない包括的な対応を検討する場が必要となることは明白である。

基幹相談支援センターおよび地域生活支援拠点の整備を通し、その先の議論を続けていただくことを提案し、まとめとする。

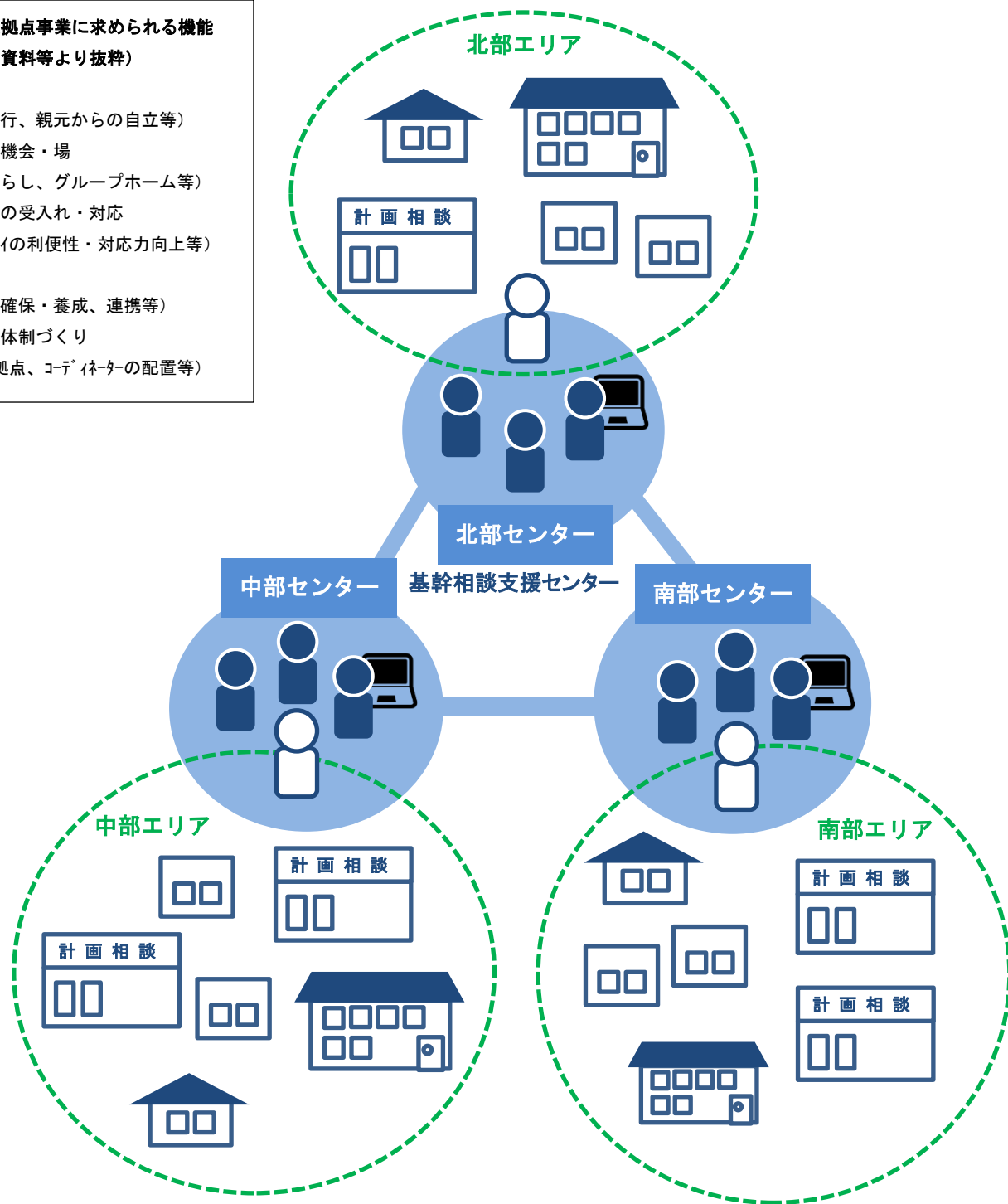
地域生活支援拠点：いちかわ緊急ショートステイ等システムイメージ図

福祉サービスの利用状況の有無や、所属法人、生活環境等に関係なく、必要時に緊急ショートステイを利用でき、さらに、その後の生活も考慮した地域支援を実現するための仕組み。

※地域生活支援拠点事業に求められる機能の主に③⑤に該当

地域生活支援拠点事業に求められる機能 (厚生労働省資料等より抜粋)

- ① 相談
(地域移行、親元からの自立等)
- ② 体験の機会・場
(一人暮らし、グループホーム等)
- ③ 緊急時の受入れ・対応
(ショートステイの利便性・対応力向上等)
- ④ 専門性
(人材の確保・養成、連携等)
- ⑤ 地域の体制づくり
(サービス拠点、コーディネーターの配置等)



基幹相談支援センター
ソーシャルワーカー



グループホーム



指定・特定
相談支援事業所



基幹相談支援センター
地域生活支援拠点コーディネーター(仮)



短期入所事業所
またはレスパイト事業所



制度外の宿泊可能場所、
事業所等



基幹相談支援センター
事務スタッフ

平成28年7月14日

市川市自立支援協議会
会長 山崎 泰介 様

障害者団体連絡会
代表 大井 好美

1 基幹型支援センターへくるへの今までの感謝と基幹相談支援センターと地域生活拠点の必要性

今までの基幹型支援センターのへくるの、契約の必要がなく、敷居の高くない相談が障害者当事者や家族、障害者に類する人々に、手帳の有る無し関係なく、また、年齢にも関係なく相談に乗って頂いたことにより新しい福祉サービスの利用、手帳取得、新しい障害の発見や障害者当事者の自立の為にグループホームの入居や住宅入居など、その他様々な相談に乗って頂いた事により、障害者当事者、家族や、障害者に類する人の多くの感謝の声が上がっており、市川市障害者団体連絡会としても感謝と敬意を表します。

ただ、人員不足からなる過密な仕事スケジュール、これから多くなると思われる相談件数と困難ケースなど、専門的な知識を持った、相談員の配置など基幹型支援センターへくるを拡充した形で基幹相談支援センターの必要性を本当に感じます。

また、地域生活拠点では、障害者及び家族の高齢化、病院からの地域移行、障害者の一時預かりのショートステイ、自立に向けたグループホームや緊急性を要する虐待防止などさまざまな地域生活拠点のあり方が必要でこれから障害者施策に強く必要性を感じ市川市障害者団体連絡会として訴えます。

2 基幹相談支援センターに望むこと

・人事配置と建物

①相談支援センターの対象を市内全域とし、仮に南部、中部、北部と市内三か所とする。対象者約47万人に対し、相談員10名を配置。相談員1名に対し約5万人と想定し相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職と市職員、事務職員を中心に構成。その他に障害当事者のピアスタッフを1名置く。

②設置場所については、公共交通機関を利用し移動しやすく相談に足を運びやすい場所で公共施設を利用希望する。

③24時間365日の対応を基本とし、夜間は電話対応だけでも対応してほしい。

④個別給付相談事業など、相談支援センターで生産性を上げる。

・基幹相談支援センターの業務

①基幹型支援センターの業務は基本的業務として受け継ぐこと。

②地域生活拠点のコーディネーターを配置する。

③権利擁護として、成年後見人に関しても初期相談は受けて、関係機関と協議する。また、虐待通報に関しては、24時間365日、関係機関と対応する。

- ④専門の医療機関と連携を図ること。なお、精神障害者に関しては、本人の考えを一番に考慮し、家族、保護者、医療機関の意見を総合的に判断してほしい。
- ⑤人材育成を常に考えていくこと。
- ⑥住宅入居等支援業務、啓発に関する業務は、関係機関との連携を協力してほしい。
- ⑦災害時などは関係機関や第二次避難室の中核的な存在になり対応してほしい。
 - ・利用当事者の声を反映
- ⑧基幹相談支援センターを、利用した人にアンケートなどを行い基幹相談支援センターにフィードバックし、運営に配慮してほしい。

3 地域生活拠点に望むこと

- ・人事配置と建物

- ①地域生活拠点は、市内全域の中に、仮に南部、中部、北部に必要な応じ設置する。対象は47万人とし、基幹相談支援センターにコーディネーターを単独の仕事として配置する。
 - ②地域生活拠点は、今ある社会資源、事業所を利用する。
 - ③24時間365日の対応を基本とし、夜間は電話対応だけでも対応してほしい。
 - ④地域生活拠点として、契約を結んだ事業所はその時点で予算を出してほしい。
 - ・地域生活拠点に業務として望むこと
 - ①相談、病院からの地域移行、親元からの自立の体験の場を提供、グループホーム等
 - ②冠婚葬祭、保護者の所用による、ショートステイ、レスパイトサービス
 - ③虐待通報や緊急時の宿泊
 - ④専門の医療機関と連携を図ること。なお、精神障害者に関しては、本人の考えを一番に考慮し、家族、保護者、医療機関の意見を総合的に判断してほしい。
 - ⑤専門性（人材の確保・養成、連携等）
 - ⑥地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）
 - ・利用者当事者の声を反映
- 地域生活拠点を利用した障害者にアンケートを行い、事業所およびコーディネーターにフィードバックし運営に配慮してもらいたい。

4 最後に

今まで障害者福祉を支えてくれている関係機関、事業所や行政や関わりを持ってくれている人々に対しても、深く感謝し敬意を払います。

基幹相談支援センターや地域生活拠点だけではなく、これからもいろんな人々の熱い思いが私たちには必要で末永くお願い申し上げます。

3 アンケート調査の実施内容

(1) 調査対象、設問数

【障害者手帳所持者】 2,500人・約30問

① 身体障害者手帳所持者 1,500人

② 療育手帳所持者 500人

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者 500人

【障害者手帳非所持者（16歳以上）】 500人・約20問

(2) 調査方法

郵送にて配布及び回収。

(3) 想定回答率

約60%

4 今後の予定

	社会福祉審議会	障害者福祉専門分科会
7月4日(月)	第1回 アンケート調査概要説明	
7月27日(水)		第1回 アンケート調査内容の検討
8月上旬	アンケート調査票 配布	
9月上旬	アンケート調査票 回収	
9月中旬～ 12月中旬	アンケート調査票 集計&分析	
1月		第2回 アンケート調査の結果報告
2月	第3回 アンケート調査の結果報告	
3月中旬	アンケート調査 報告書完成	